

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 8 年 9 月 16 日

千葉地方検察庁 検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号

千葉地方検察庁 令和 8 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日

令和 8 年 9 月 16 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 3 年 2 月 2 日から同月 22 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

犯人らが、共謀の上、中小企業庁が所管する家賃支援給付金事務事業を利用して現金をだまし取ろうと考え、同事業の委託を受けた業者に対し、同給付金の給付要件を満たさないのに、同要件を満たすかのように装い、同給付金の給付申請をし、その担当者らにその旨誤信させて犯人らが管理する他人名義の口座に現金を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を偽装したもの。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

犯人らが実際には関係がないのに給付申請に使用した申請名義

大西 咲樹、加藤 侑希、藤川 晃汰、佐々木 茂一、青木 駿、前島 悠太、平野 稜馬、川森 美恵、宮本 真衣、庄野 彩香、小向 恵里香、栈敷 正太、富山 貴紀、高嶋 英聡、村田 学博、上野 孝文、紺野 敦詩

5 開始決定の時における給付資金の額

金 1,198 万 3,044 円

6 支給申請期間

令和 8 年 9 月 16 日から同年 12 月 23 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 ①②千葉地方裁判所

(2) 裁判年月日 ①②令和 5 年 8 月 23 日

(3) 確定年月日 ①②令和 5 年 9 月 7 日

(4) 被告人氏名 ①細井 修自 ②岡崎 智

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

被告人両名は、共犯者らと共に謀の上、中小企業庁が所管する家賃支援給付金事務事業を利用して同給付金名目で現金をだまし取ろうと考え、同事業の委託を受けた業者に対し、同給付金の給付要件を満たさないのに、同要件を満たすかのように装い、同給付金の給付申請をし、その担当者らにその旨誤信させて、令和 3 年 2 月 8 日から同月 22 日までの間、17 回にわたり、被告人両名らが管理する他人名義の口座に現金合計 1 億 200 万円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を偽装した。

(罪名)

詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問合せ先 (申請書の提出窓口)

〒260-8620 千葉市中央区中央4丁目11番1号

千葉地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号 043-221-2462

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長 (千葉地方検察庁検事正) に対して審査の申立てをすることができます (提出先は上記8のとおり) 。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内 (送達を受けた日の翌日から起算します。) に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) 、当該処分をした検察官が所属する検察庁 (千葉地方検察庁) の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。